

○曾於市林道管理条例施行規則

平成17年7月1日
規則第121号

(趣旨)

第1条 この規則は、曾於市林道管理条例(平成17年曾於市条例第153号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用届出)

第2条 条例第4条の規定により、届出をしようとする者は、民有林林道使用届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可申請等)

第3条 条例第5条の規定により、許可の申請をしようとする者は、民有林林道使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請があった場合において、当該申請が適当と認めるときは、使用の許可(様式第3号)をしなければならない。

(工作物の設置等の許可申請等)

第4条 条例第10条の規定により、許可の申請をしようとする者は、工作物設置等許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請があった場合において、当該申請が適当と認めるときは、工作物設置等の許可(様式第5号)をしなければならない。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。